契約書（単価契約）（案）

凍結防止剤（第〇分割）の購入について、買受人　徳島県　（以下「甲」という。）と納入者〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において次のとおり単価契約を締結する。

（売買の目的及び物品）
第１条　売買の目的及び目的となる物品は、次のとおりとする。
(1)売買の目的　　道路維持修繕事業の執行に必要な凍結防止剤の購入
(2)目的物品　　裏面記載のとおり

（納入期間）
第２条　納入期間は、契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

（契約物件代金）
第３条　契約物件単価は１袋２５ｋｇあたり、金〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇〇円）とする。
２　前項の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき契約物件代金に１１０分の１０を乗じて得た額である。

（契約保証金）
第４条　契約保証金は、免除とする。

（物件の引渡し）
第５条　乙は契約成立後、甲の指定する期日に契約物件を指定場所に納入し、甲の指名する係員の検査を受け甲に引渡しをする。

（契約不適合責任）
第６条　物品について前条の検査完了後、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに通知しなければならない。
２　前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに、これを契約に適合する物品に交換しなければならない。

（代金の支払）
第７条　甲は、契約物件完納後、適法な支払の請求があったときは、その日から起算して３０日以内に代金を乙に支払うものとする。

（危険負担）
第８条　契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

（履行の遅延）
第９条　乙の責めに帰する理由により物件を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき契約日における法定利率により計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が１００円未満であるときは、これを徴しないことができる。

（契約の解除）
第１０条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が納入期限までに契約物件を完納することができないと甲が認めるとき。
(3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

（権利義務の譲渡禁止）
第１１条　乙はこの契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
２　前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和３９年徳島県規則第２３号）第３６条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（疑義等の決定）
第１２条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

品名	規格品質	数量	単位	金額	附記
凍結防止剤 （第〇分割）	仕様書のとおり	1	袋	円	（うち消費税額） 円

令和８年１１月２７日

徳島県
徳島県徳島県土整備事務所　佐野　功

住所
社名
代表者名